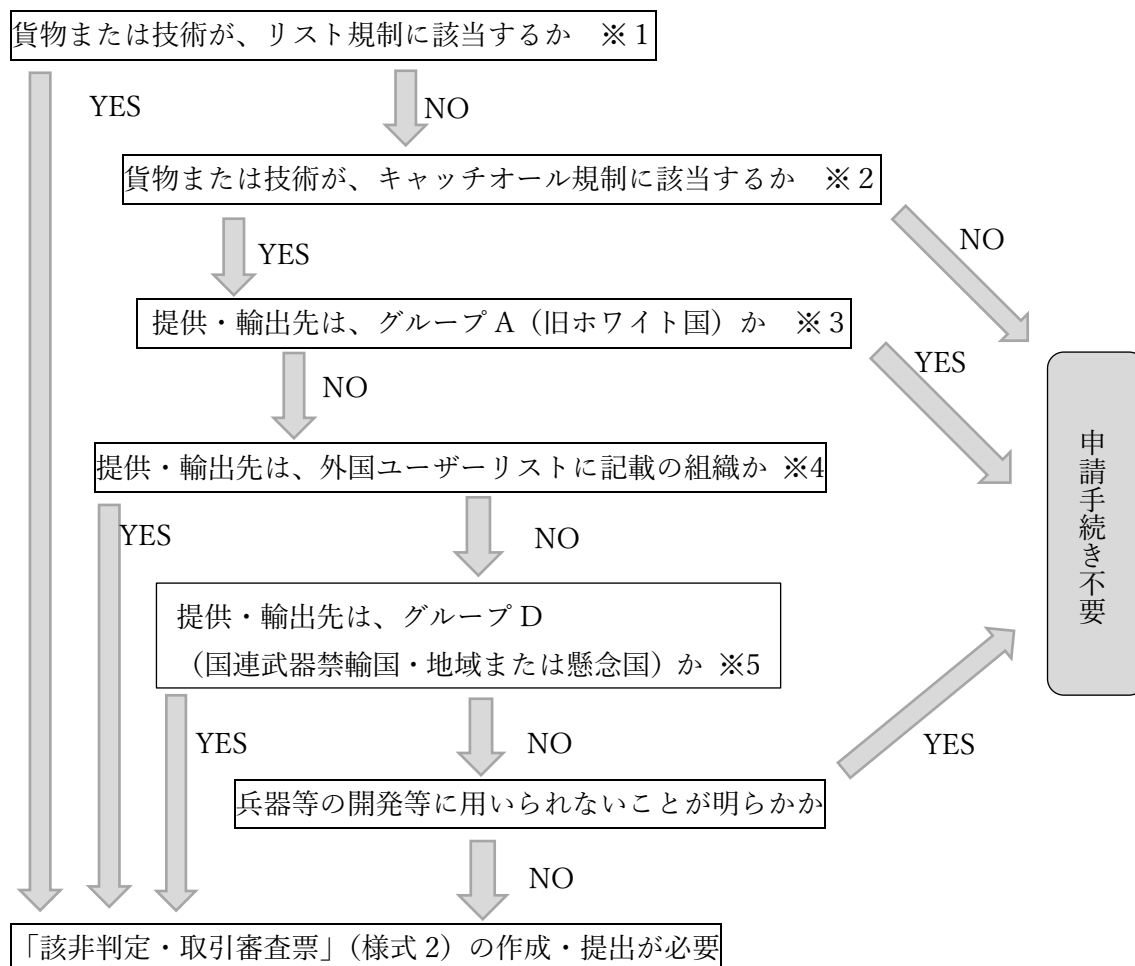


「事前確認」フロー図

〈※様式 1-1、様式 1-2 で行う事前確認の内容を模式的に示した図です〉



注釈

- ※1 リスト規制対象品目：輸出令別表第 1 または外為令別表に規定される、武器、原子力、化学兵器他、全 15 項
- ※2 キャッチオール規制対象品目：リスト規制対象品目以外で、動植物、食料品、木材等以外のすべて
- ※3 グループ A (旧ホワイト国)：
輸出令別表第 3 掲載の、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の計 26 ヶ国 (2019.8.27 現在)
- ※4 外国ユーザーリスト：経済産業省 HP に掲載されているリスト (随時更新)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>
- ※5 国連武器禁輸国・地域：輸出令別表第 3 の 2 掲載 (アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン (2019.4.10 現在))
懸念国：輸出令別表第 4 掲載 (イラン、イラク、北朝鮮)